

地域ケア会議の階層見直しについて

1 大田区における地域ケア会議の階層（現行）

介護保険法第115条の48第1項に、地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のため、市区町村は地域ケア会議の設置に努めなければならないと定められています。

大田区地域ケア会議は、おおた高齢者施策推進プランの基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」の実現をめざし、以下の3階層（圏域レベル会議については更に2つのレベル会議に分化）により実施しています。

会議階層		会議の目的
個別レベル		多職種や地域との連携により高齢者の個別課題の解決策について検討を行い、その検討の結果や経過から地域課題の抽出を行う。 また、介護支援専門員の資質向上を目的としたケアマネジメント支援等を行う。
圏域レベル	日常生活圏域レベル	日常生活圏域における、多職種による多様な視点からの地域課題解決や社会資源開発、ネットワーク構築にむけた検討を行う。
	基本圏域レベル	日常生活圏域レベル会議で話し合われたテーマ、課題を集約及び整理し、区レベル会議に提出する課題の選定、解決策の方向性など整理・調整する。
区レベル会議		個別・圏域レベル地域ケア会議から抽出された、大田区の高齢者の課題解決にむけた施策検討、提言を行う。必要に応じて次期計画に掲載する事業等の検討を行う。

2 階層見直し案

圏域レベル会議のうち、基本圏域レベル会議の階層を廃止します。

3 階層見直しを必要とする理由、見直しにより期待する効果

日常生活圏域レベル会議の検討内容等を取りまとめる基本圏域については、4地域福祉課の管轄に基づくエリア設定となりますが、この4圏域にて集約することで地域の特色がわかりにくくなることが懸念されていました。

このため、日常生活圏域レベル会議で検討された結果について、直接、区レベル会議の場に報告することにより、地域の実情を会議参加の委員の皆様に共有させていただき、現場や日常生活圏域レベルの課題に係る直接的な協議やご意見をいただくことができるよう、基本圏域レベルを廃する階層見直しを行うものです。

なお、日常生活圏域レベルの検討結果の報告方法や、それを受けての区レベル会議での報告方法等については、別途、現行をベースに調整を行うものとなります。